

コンプライアンス委員会の活動報告

コンプライアンス委員会が開催され、コンプライアンス活動の実施状況が報告されました。

記

1. 開催日と場所

令和4年4月28日（木）、5月20日（火） 川西倉庫本社 新館3階ホール

2. 出席者

コンプライアンス委員会委員長

取締役（監査等委員含む）、コンプライアンス・オフィサー 20名

コンプライアンス事務局長 計22名

- 1) コンプライアンスマニュアルをもとに、基本方針や推進体制についての再確認、また、業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準の徹底強化を図るため、順次各職場において勉強会を行った。 (全社)
- 2) 金融商品取引法のうち、インサイダー取引規制について概要や取引に係る留置点等を説明し、情報漏洩や社会的信用の失墜がないよう周知徹底した。 (全社)
- 3) 暴力団対策法のうち、反社会的勢力対策マニュアルを用いて、新規取引開始時の手順や反社会的勢力に対するルール等について再確認を行った。 (全社)
- 4) 食品衛生法のうち、法改正に伴いHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が制度化されることから、日本冷蔵倉庫協会作成の資料に基づいて勉強会を行った。 (1月19日 神戸支店)
- 5) 環境基本法のうち、政府のエネルギー基本計画や設備機器の導入例など、資料に基づいて勉強会を開催し、理解を深めた。 (1月28日 大阪支店)
- 6) 関税法のうち、保税制度の概要と保税地域における貨物の管理などについて、税関主催の新任者向けの研修を受講した。 (2月3日 神戸支店)
また、保税非違事例について、税関発行の資料に基づいて勉強会を開催し理解を深めた。
(2月16日、17日 大阪支店、2月24日 名古屋支店)
- 7) 監査室は、継続して業務の適法性などについて各課所の監査を実施している。リスク管理面からみて不適切な事案については、改善指導を行い、フォローアップも実施している。
- 8) 社内のコンプライアンス通報/相談窓口には1件通報があったことから、コンプライアンス規程に基づいてコンプライアンス委員会事務局にて事実確認の調査を行ったうえ、是正措置を講じ、再発防止策を策定した。通報および通報に対する是正措置・再発防止策についてコンプライアンス委員会にて報告がなされた。
なお、弁護士事務所窓口（川西CPホットライン）への期間中の利用および通報はなかった。

以上